



ばく ふ たか じょう あい はん  
**幕府鷹匠の合判**

飯能市立博物館 学芸職員 尾崎泰弘

令和8年2月の「今月の一品」で、鷹狩りが行われる「鷹場」に関連し、尾張藩鷹場の村々などに配られた「餌鳥札」を紹介しました。江戸周辺では、将軍家鷹場の外側に尾張・紀伊・水戸の御三家の鷹場が、さらに十里以上二十里ぐらいの間が幕府の捉飼場となっていたことは、今年2月のこのコーナーでご説明した通りです。捉飼場とは、鷹の訓練や鷹の餌となる小鳥の調達をすることで、幕府鷹匠頭の支配下にありました。

さて、今月ご紹介するのも鷹場に関連する資料で、同じ半田實家文書中にあったものです。この鑑札に記された「戸田五介」は、その幕府鷹匠頭の1人で、幕府の鷹匠は、若年寄の下で鷹部屋二か所（千駄木・雑司ヶ谷）に属し、各部屋には鷹匠頭を筆頭に鷹匠組頭2名、鷹匠16名、鷹匠同心50名などがいて、二部屋で総員約150名、100羽を超す鷹や隼類が飼われていました。

捉飼場やその周辺の村（「縁村」）には鷹匠がやってきました。以前も紹介しましたが、天明4(1784)年6月22日には鷹匠2人が下加治・小久保両村（現飯能市大字下加治・小久保）に宿泊しています。この賄いには多大な費用がかかったようで、両村とその周辺の村々で負担しています。鷹匠は無賃の伝馬を使い、幕府から支給された野扶持で木賃（宿代）や食事代を払うことができるので、身分を証明する鑑札を持っていました。村にはこれと照合するための合判が渡されていて、鷹匠が宿泊する際にはその確認が求められました。この資料は、鷹匠頭戸田五助（介）配下の鷹匠がもっていた鑑札の合判で、「勝」は戸田五助家の代々の当主が諱に共通して用いた漢字（通字）を指していると考えられます。

天保12(1841)年3月の「御鷹場取締仰渡御請証文」（『狭山市史 近世資料編Ⅰ』No.274）には、高麗郡の捉飼場が書き上げられ、それには小久保村にほど近い柏原村（現狭山市）なども含まれています。こうしたことから、高麗郡中居村の名主を務めた半田實家に、この幕府鷹匠頭の合判が伝来したものと思われる。



文久2(1862)年の鷹匠の合判（半田實家No.2012）  
（上）裏・（下）表

【参考文献】

- 狭山市『狭山市史 近世資料編Ⅰ』昭和60(1985)年3月
- 狭山市『狭山市史 通史編Ⅰ』平成8(1996)年3月
- 上福岡市『上福岡市史 通史編上巻』平成12(2000)年3月
- 朝霞市博物館図録「鷹狩りと朝霞」平成23(2011)年10月